

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 6 月 21 日

京 浜 港 長

隅田川永代橋下流付近海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 1 区隅田川永代橋下流付近海域において、花火の打上げが実施されることに伴い、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶、港長が許可した船舶を除く）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和 6 年 7 月 3 日（水）15 時 30 分から花火の打上げが終了し、安全が確認され、標識の撤去が開始されるまでの間（同日 20 時 35 分を予定）

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面

- イ、北緯 35 度 40 分 25.5 秒 東経 139 度 47 分 14.9 秒
- ロ、北緯 35 度 40 分 24.6 秒 東経 139 度 47 分 16.5 秒
- ハ、北緯 35 度 40 分 23.0 秒 東経 139 度 47 分 16.9 秒
- ニ、北緯 35 度 40 分 21.1 秒 東経 139 度 47 分 16.4 秒
- ホ、北緯 35 度 40 分 19.8 秒 東経 139 度 47 分 15.3 秒
- ヘ、北緯 35 度 40 分 19.4 秒 東経 139 度 47 分 13.4 秒
- ト、北緯 35 度 40 分 20.3 秒 東経 139 度 47 分 11.8 秒
- チ、北緯 35 度 40 分 21.9 秒 東経 139 度 47 分 11.4 秒
- リ、北緯 35 度 40 分 23.8 秒 東経 139 度 47 分 11.8 秒
- ヌ、北緯 35 度 40 分 25.2 秒 東経 139 度 47 分 12.9 秒

3 標識

前記 2 の区域を明示するため、黄色灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）が 10 基設置される。

4 その他

前記 1 の間、前記 2 の区域周辺海域に警戒船 3 隻が配備される。

別図

令和6年7月3日(水)15時30分から花火打上げが終了し、安全が確認され、標識の撤去が開始されるまでの間(同日20時35分を予定)



次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面

イ、北緯35度40分25.5秒	東経139度47分14.9秒
ロ、北緯35度40分24.6秒	東経139度47分16.5秒
ハ、北緯35度40分23.0秒	東経139度47分16.9秒
ニ、北緯35度40分21.1秒	東経139度47分16.4秒
ホ、北緯35度40分19.8秒	東経139度47分15.3秒
へ、北緯35度40分19.4秒	東経139度47分13.4秒
ト、北緯35度40分20.3秒	東経139度47分11.8秒
チ、北緯35度40分21.9秒	東経139度47分11.4秒
リ、北緯35度40分23.8秒	東経139度47分11.8秒
又、北緯35度40分25.2秒	東経139度47分12.9秒